



我孫子市創業支援補助金制度

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置

(要件緩和・手続きの特例)

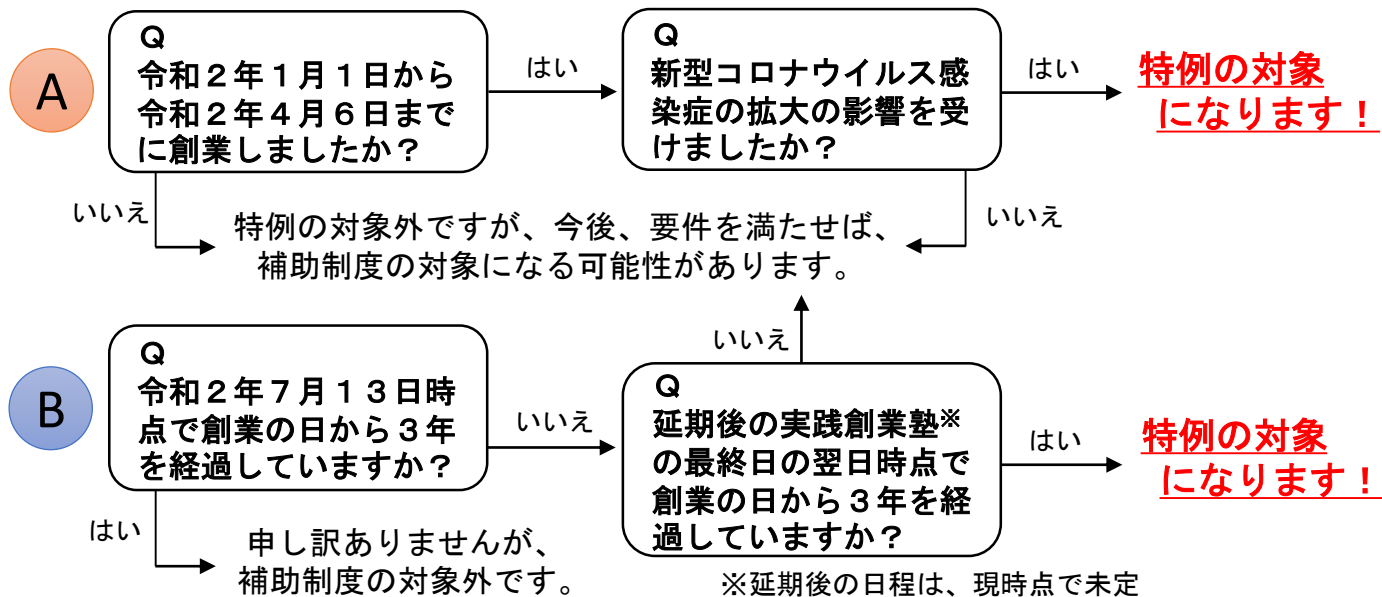
賃料補助：上限 60 万円

補助率：2 分の 1

制度の詳細は、ホームページ等をご確認ください。

◆特例の対象者について

延期後の特定創業支援等事業（実践創業塾又は創業スクール）を受けることを誓約し、次のAパターン又はBパターンのいずれかに該当する場合は、特例の対象者になります。



◆特例措置の内容について

要件緩和

○補助対象者

申請時に創業の日から3年を経過しない方

~~創業塾／創業スクールを修了していること~~

- ・個人：市内に居住していること
 - 法人：本店所在地が市内にあること
 - ・我孫子商工会に入会すること
- など

手続きの特例

○実績報告・交付請求

~~4月・10月~~に実績報告・交付請求

→ 交付請求後、市が補助額を支払い

特例の対象者は…

- ①申請時に創業の日から3年を経過している場合も補助対象になります！
- ②実践創業塾又は創業スクールを修了していない場合も補助対象になります！
- ③任意の時期に実績報告ができるため、毎月補助金を受取ることも可能です！

◆特例の対象者の申請期間について

※延期後の日程は、現時点で未定

令和2年5月14日から延期後の実践創業塾※の初日の前日まで

当期間後は、特例対象者であっても、通常要件等での対応になりますので、ご注意ください。

御不明な点がございましたら、お問い合わせください。申請様式等は、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

我孫子市 環境経済部 企業立地推進課

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市役所 分館 2階

TEL:04-7185-2214 FAX:04-7185-2215

<http://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/sougyosha/sougyouhojyokin.html>

我孫子市 創業支援補助金

検索



我孫子市HP
QRコード